

報道関係者 各位

令和 7 年 1 月 24 日
【照会先】
年金局年金課
課長 補佐 宗得 貴之
主 査 福田 洋輝
(代表電話) 03(5253)1111
(内 線) 3336, 3337

令和 7 年度の年金額改定についてお知らせします ～年金額は前年度から 1.9%の引上げです～

総務省から、本日（1 月 24 日）、「令和 6 年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）が公表されました。

これを踏まえ、令和 7 年度の年金額は、法律の規定に基づき、令和 6 年度から 1.9%の引上げとなります。

令和 7 年度の年金額の例

	令和 6 年度 (月額)	令和 7 年度 (月額)
国民年金 ^{※1} (老齢基礎年金(満額): 1 人分)	68,000 円	69,308 円 (+1,308 円)
厚生年金 ^{※2} (夫婦 2 人の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	228,372 円	232,784 円 (+4,412 円)

※1 昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方の老齢基礎年金（満額 1 人分）は、月額 69,108 円（対前年度比 +1,300 円）です。

※2 男性の平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）45.5 万円）で 40 年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と 2 人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

【多様なライフコースに応じた年金額】

令和6年の財政検証において、個人単位での公的年金加入履歴から、各世代の65歳時点における老齢年金の平均額や分布の将来見通し（年金額の分布推計）を作成しました。当該推計を基にした令和6年度に65歳になる者の加入期間や収入を基礎に、経歴類型・男女別の令和7年度の年金額を概算すると以下の通りとなります。

経歴類型・男女の別	令和6年度 (月額)	令和7年度 (月額)	備考
①厚生年金期間中心 (20年以上)の男性	170,223 円	173,457 円 (+3,234 円)	平均厚生年金期間:39.8 年 平均収入:50.9 万円 ※賞与含む月額換算。以下同じ。 基礎年金:68,671 円 厚生年金:104,786 円
②国民年金 (第1号被保険者) 期間中心 (20年以上)の男性	61,188 円	62,344 円 (+1,156 円)	平均厚生年金期間:7.6 年 平均収入:36.4 万円 基礎年金:48,008 円 厚生年金:14,335 円
③厚生年金期間中心 (20年以上)の女性	129,654 円	132,117 円 (+2,463 円)	平均厚生年金期間:33.4 年 平均収入:35.6 万円 基礎年金:70,566 円 厚生年金:61,551 円
④国民年金 (第1号被保険者) 期間中心 (20年以上)の女性	59,509 円	60,636 円 (+1,127 円)	平均厚生年金期間:6.5 年 平均収入:25.1 万円 基礎年金:52,151 円 厚生年金:8,485 円
⑤国民年金 (第3号被保険者期間) 中心 (20年以上)の女性	75,379 円	76,810 円 (+1,431 円)	平均厚生年金期間:6.7 年 平均収入:26.3 万円 基礎年金:67,754 円 厚生年金:9,056 円

(注1) 備考の「基礎年金」には、基礎年金額（国民年金記録の免除等を反映させたもの）の他、基礎年金に相当すると考えられる加算額（※）を含めている。

(※) 振替加算、経過的加算、付加年金。

(注2) 令和7年度の年金額は、令和6（2024）年財政検証・年金額分布推計を基に計算した令和6年度の年金額に、金額が改定されない付加年金を除き引上げ率1.9%を乗じた額を合算して算出。付加年金額は①24 円、②371 円、③34 円、④241 円、⑤77 円。

(注3) 端数処理のため年金額は内訳（基礎年金、厚生年金）の合計額と一致しない。

【年金額の改定ルール】

年金額は、物価変動率や名目手取り賃金変動率に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっています。物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、令和7年度の年金額は、名目手取り賃金変動率（2.3%）を用いて改定します。

また、令和7年度のマクロ経済スライドによる調整（▲0.4%）が行われます。

よって、令和7年度の年金額の改定率は、1.9%となります。

■ 参考：令和7年度の参考指標

- ・ 物価変動率 : 2.7%
- ・ 名目手取り賃金変動率 ※1 : 2.3%
- ・ マクロ経済スライドによるスライド調整率 ※2 : ▲0.4%

※1 「名目手取り賃金変動率」とは、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と3年度前の可処分所得割合変化率（0.0%）を乗じたものです。

◆名目手取り賃金変動率（2.3%）

$$= \text{実質賃金変動率}(\text{▲}0.4\%) + \text{物価変動率}(2.7\%) + \text{可処分所得割合変化率}(0.0\%)$$

(令和3～5年度の平均) (令和6年の値) (令和4年度の値)

※2 「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率を設定し、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するもので、この仕組みは、平成16年の年金制度改正により導入されました。

マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

マクロ経済スライドは、平成27年度、令和元年度、令和2年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度の計6回発動しています。

◆マクロ経済スライドによるスライド調整率（▲0.4%）

$$= \text{公的年金被保険者総数の変動率}(\text{▲}0.1\%) + \text{平均余命の伸び率}(\text{▲}0.3\%)$$

(令和3～5年度の平均) (定率)

【国民年金保険料について】

国民年金の保険料は、平成 16 年の年金制度改正により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成 29 年度に上限（平成 16 年度水準で 16,900 円）に達し、引上げが完了しました。その上で、平成 31 年 4 月から、次世代育成支援のため、国民年金第 1 号被保険者（自営業の方など）に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、令和元年度分より、平成 16 年度水準で、保険料が月額 100 円引き上がり 17,000 円となりました。

実際の保険料額は、平成 16 年度水準を維持するため、国民年金法第 87 条第 3 項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され、令和 8 年度の保険料額は以下の通りとなります。

	令和 7 年度	令和 8 年度
法律に規定された保険料額 (平成 16 年度水準)	17,000 円	17,000 円
実際の保険料額 (前年度の保険料額との比較)	17,510 円 (+530 円) ※令和 6 年度は 16,980 円	17,920 円 (+410 円)

【在職老齢年金について】

在職老齢年金は、賃金（賞与込み月収）と年金の合計額が、支給停止調整額を上回る場合には、賃金の増加 2 に対し年金額を 1 支給停止する仕組みです。

支給停止調整額は、厚生年金保険法第 46 条第 3 項の規定により、名目賃金の変動に応じて改定され、令和 7 年度の支給停止調整額は以下の通りとなります。

	令和 6 年度	令和 7 年度
支給停止調整額	50 万円	51 万円

(参考)

物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当などは、令和6年の物価変動率（2.7%）に基づき、2.7%の引上げとなります。

			令和6年度 (月額)	令和7年度 (月額)
①	障害者などに対する給付 ※ ¹	特別障害給付金	(1 級) 55,350 円 (2 級) 44,280 円	(1 級) 56,850 円 (+1,500 円) (2 級) 45,480 円 (+1,200 円)
		特別児童扶養手当	(1 級) 55,350 円 (2 級) 36,860 円	(1 級) 56,800 円 (+1,450 円) (2 級) 37,830 円 (+970 円)
		特別障害者手当	28,840 円	29,590 円 (+750 円)
		障害児福祉手当	15,690 円	16,100 円 (+410 円)
②	原子爆弾被爆者に対する給付 ※ ²	健康管理手当	36,900 円	37,900 円 (+1,000 円)
③	年金生活者支援給付金法に基づく給付	老齢年金生活者支援給付金	5,310 円※ ³	5,450 円※ ³ (+140 円)
		障害年金生活者支援給付金	(1 級) 6,638 円 (2 級) 5,310 円	(1 級) 6,813 円 (+175 円) (2 級) 5,450 円 (+140 円)
		遺族年金生活者支援給付金	5,310 円	5,450 円 (+140 円)
④	母子家庭・父子家庭などに対する給付 (所管：こども家庭庁)	児童扶養手当 (いずれも全部支給の場合)	(第1子) 45,500 円 (第2子以降) 10,750 円 ※令和6年11月分以降	(第1子) 46,690 円 (+1,190 円) (第2子以降) 11,030 円 (+280 円)

※1 この他、経過的福祉手当がある。

※2 この他、医療特別手当、保健手当などがある。

※3 これは基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間などに応じて算出される。

【照会先】

厚生労働省 代表電話 03(5253)1111 (①～③について)

こども家庭庁 代表電話 03(6771)8030 (④について)

内容		担当
①障害者などに対する給付	特別障害給付金	年金局 年金課 小山・河邊
	特別障害給付金を除く	社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 堀内・野田
②原子爆弾被爆者に対する給付		健康・生活衛生局 総務課 原子爆弾被爆者援護対策室 石井・中島
③年金生活者支援給付金法に基づく給付		年金局 年金課 小山・河邊
④母子家庭・父子家庭などに対する給付		こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 鹿江・樋渡

令和7年度の年金額の改定について

- 年金額は、物価や賃金の変動に応じて毎年度改定を行う仕組みとなっており、物価変動率が名目賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目賃金変動率を用いて改定する。
- この結果、**令和7年度の年金額は、前年度から+1.9%のプラス改定**となる。

(1) 物価変動率と賃金変動率を丈比べ

前年の消費者物価指数（C P I）の変動率



【+2.7%】（令和6年）

物価変動率

【+2.7%】

2～4年度前（直近3年度平均）の実質賃金変動率

+ 【▲0.4%】（令和3～令和5年度平均実績値）

前年の消費者物価指数（C P I）の変動率



【+2.7%】（令和6年）

名目賃金変動率

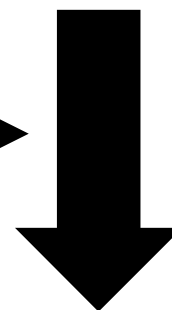
物価 > 賃金のため
賃金変動率を用いる

【+2.3%】

(2) マクロ経済スライドによる調整 【▲0.4%】

【▲0.4%】 …令和7年度のマクロ経済スライド調整率（▲0.4%）

= 被保険者数の変化率（▲0.1%）+ 平均余命の伸び率を勘案した一定率（▲0.3%）



年金額改定率 【+1.9%】

年金額の改定(スライド)のルール

